

# Let's have a break!

国際特別委員会

## 国外転出課税について

平成27年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」いわゆる「出国税」が創設されました。平成31年1月7日から日本を出国する際に課税される「国際観光旅客税」も通称「出国税」と呼ばれているため、本コラムではこの特例を「国外転出課税」と呼びます。

従来、巨額の含み益を有する株式を保有したままキャピタルゲイン課税のない国（シンガポールや香港等）に移り住み、その後株式を売却することにより税負担を回避するスキームが行われていました。これに対し、日本を出国する時に未実現のキャピタルゲインに対して課税するのが国外転出課税です。

課税の対象にする財産の種類等に差異はありま

すが、アメリカをはじめとするほとんどの主要先進国で1970年代から導入されており運用されています。

日本の場合、制度の対象となる財産は1億円以上の有価証券等、対象者は国外転出の日前10年以内に国内に住所又は居所を有していた期間が5年超である者です。

国外転出後5年を経過する日までに帰国した場合は、課税を取り消すことが出来るとともに、未実現のキャピタルゲインに対して課税を行い、納税を余儀なくさせるため、納税者の担税力を考慮し納税猶予の制度も認められています。

(渡辺和栄)